

令和元年

奥州市教育委員会会議録

第8回定例会 8月26日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和元年8月26日（月）午後2時00分

閉会 令和元年8月26日（月）午後2時51分

開催場所 本庁 6階 601会議室

2 出席委員の氏名

1番 田面木 茂 樹 委員（教育長）

2番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）

3番 高 橋 キ エ 委員

4番 及 川 憲太郎 委員

5番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、千葉達也子ども・子育て支援推進室長、鈴木常義歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長、

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 教育長報告 生徒指導について

第3 議案第1号 奥州市立幼稚園管理運営規則の一部改正について

第4 議案第2号 奥州市スクールバス利用管理規程の一部改正について

第5 議案第3号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第6 議案第4号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第7 議案第5号 奥州市立図書館協議会委員の任命について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 奥州市立幼稚園管理運営規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉子ども・子育て支援推進室長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第1号については、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、幼稚園に通園する子どもに係る利用者負担上限額が零と改められたことにより、保護者の保育料の納付義務がなくなったため、本件規則の一部改正をしようとするもの。

【補足説明】

- ・ 10月1日から保育料の無償化制度がスタートすることに伴い改正するもの。これまで保護者は、幼稚園を利用した場合には納付義務がありましたが、10月から納付義務がなくなることに伴い、保育料に係る規定第18条を削除するもの。施行期日は平成元年10月1日。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 奥州市スクールバス利用管理規程の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を千葉子ども・子育て支援推進室長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第2号については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子どものための教育・保育給付に係る認定の名称の表記を改めるため、本件訓令を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 改正内容については、法律の改正に合わせ第1条の名称を改めるもの。施行期日は10月1日。現在、施設利用で認定を受ける方を「支給認定」という用語を使用しているが、法律改正により「教育・保育給付認定」に変わるもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第5 議案第3号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第3号については、令和元年第3回 奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。具体的には、資料No.1 事前配布資料の15 ページにお示したとおり、市長に対し意見の回答を行ったもの。この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

令和元年第3回 奥州市議会臨時会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が1件となっている。市議会議案第1号「前沢北こども園新築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて（第1号）」について、資料は19 ページとなる。この議案は、奥州市立教育・保育施設再編計画に基づき、前沢南幼稚園、前沢北幼稚園及び前沢東幼稚園を統合し、現在の前沢 北幼稚園の敷地内に 鉄骨造(ぞう)2階建て、延床面積1千926点25平方メートルの規模で、新たな認定こども園として「前沢北こども園」を整備するもの。

工事の発注については、大規模な工事であることから、奥州市営建設工事請負資格者名簿の建築一式工事のA級に登載されている、市内に本店を有する業者2者により構成された共同企業体3者を指名し、去る8月1日に入札を執行したところ、「丸協建設 株式会社・EC南部コーポレーション 株式会社 特定市営建設工事 共同企業体」が落札したので、契約金額4億700万円で請負契約を締結しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第5号 及び 奥州市議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例 第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第6 議案第4号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

議案第4号については、令和元年第3回 奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。具体的に申し上げますと、資料No.1 事前配布資料の22 ページにお示ししたとおり、市長に対し意見の回答を行った。ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

令和元年第3回 奥州市議会定例会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が4件となっている。

市議会議案第7号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」について、資料は27 ページから71 ページとなる。この条例の制定は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、特定教育・保育施設等に係る利用者負担額を満3歳以上の子どもについて無償化にするほか、所要の整備を行うため、関係条例の整備をしようとするもの。制定の主な内容は、奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）においては、題名及び目次を改め、2号認定子どもに係る副食費について実費徴収とし、併せて徴収を免除する範囲を規定するとともに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準について規定する改正及び所要の整理を行うもの。

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正（第2条関係）においては、3歳から5歳までの児童の利用者負担額及び0歳から2歳までの児童のうち市民税非課税世帯に属する者の利用者負担額を無償化に係る改正及び所要の整理を行うもの。

奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例の一部改正（第3条関係）及び奥州市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正（第4条関係）においては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子どものための教育・保育給付に係る認定の名称が改められたため、所要の整理を行うもの。なお、この条例の施行期日は、令和元年10月1日とするもの。

市議会議案第10号「奥州市立幼稚園条例等の一部改正について」について、資料は72ページから75ページとなる。この改正は、園児数が著しく少数となっている、奥州市立小山西幼稚園を奥州市立小山東幼稚園に統合し、閉園するとともに、入園が見込まれない奥州市立上姉体幼稚園の閉園時期を早めるため、本条例の一部を改正しようとするもの。改正の内容は、奥州市立幼稚園のうち、奥州市立小山西幼稚園を削ること、奥州市立上姉体幼稚園の閉園時期を早めるもの。なお、この条例の施行期日は、令和2年4月1日又は公布の日とするもの。

市議会議案第14号「令和元年度奥州市一般会計補正予算（第4号）」について、教育委員会に関する主なものについて、資料は76ページから97ページまでとなる。今回の補正は、常盤小学校と水沢中学校の屋内消火栓配管更新工事による増額や、（仮称）奥州南学校給食センター新築工事の増額、幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費新設に係る増額等、所用の補正を行うもので、資料79ページに示しているとおり、10款教育費に関しては、歳出を5千646万7千円増額し、予算総額を54億千7千百3万9千円とするもの。なお、補正を行った事業のうち、主要なものの内容や理由については、資料95ページから97ページまでに示しているのでご確認いただきたい。

市議会議案第24号「平成30年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について」、資料は98ページから102ページまで。昨年度の10款教育費の支出済額は、資料101ページにあるとおり、43億3千百万2千401円。教育費の他、総務費における国際交流等の所管事業や、事務の補助執行に係る民生費支出等、教育委員会事務局が所管する主な事業の詳細については、参考資料として107ページ以降に添付した「平成30年度主要施策の成果に関する報告書」としてまとめている。

【質疑等】

高橋委員：無償化に関連する補正97ページの「給食に係る外部委託による増」とあるが、この内容についてお聞きしたい。

千葉子ども・子育て支援推進室長：10月1日から幼稚園についてもおかず給食について免除制度が入る。これまで幼稚園で実費徴収していたが、10月1日から公金管理をしなければならないので、幼稚園が民間から委託しているおかず給食分が、新たに歳出予算で支払うこととなるので予算計上したもの。

高橋委員：現在幼稚園の給食は、外部委託になっているのか。母親が週1回作って持っていくということは無くなったのか。

千葉子ども・子育て支援推進室長：幼稚園は、主食費、副食費のおかずとも基本的に保護者負担となっており、お弁当を持ってきていただくことが基本。園によっては、教育の一環で月に数回おかずなどを委託して実費徴収しているが、

回数や内容は統一していない。幼稚園は自園での調理施設は持っていないことから、外部から調達している。

高橋委員：主要施策の報告書 115 ページの奨学金で滞納整理機能強化のシステム改修とあるが具体的な内容を伺いたい。また、滞納状況について伺いたい。

千田教育総務課長：滞納システム改修は、これまでのシステムになかった個々の徴収の履歴を保持するものに変更したもの。現時点の滞納状況は、30 年度末で 2,230 万円、H29 末が 2,179 万円であり 51 万の増額となっている。人数は H29 年度末が 63 人、H30 末が 65 人であり 2 人増えている。

高橋委員：シックスクール対策事業P118 について、小中学校の対象者はいなくなったが、今年度になって新たな発症事例はあるのか。シックスクールの対象者の状況をお聞きしたい。

千田教育総務課長：新たな発症事例はない。現在の対象者は 5 人 4 家族。二人は大学進学、二人は専門学校進学、一人は高校進学となっている。H29 年から年に一度保護者と面談している。一人ひとり状況は違う。空気清浄機 2 台の貸し出し、酸素及び活性炭入りマスクの配付、特定病院の療養費の支給の対応となっている。

教育長：10 年ということで、保護者と協議を進めることとなっている。

吉田委員：医学生の奨学金はどこが所管なのか。

千田教育総務課長：医学生は医療局所管となっている。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第 7 議案第 5 号 奥州市立図書館協議会委員の任命について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を二階堂生涯学習スポーツ課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 5 号については、奥州市立図書館協議会委員のうち、1 名について、校長会において担当の交代があったので、交代後の委員を任命しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 図書館法第 14 条において、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」と規定されている。さらに、第 15 条では、「図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する」とされている。これを受け、奥州市立図書館条例では、奥州市立図書館協議会を置くこととしており、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとしている。このたび奥州市校長会から、役員改選による委員の交替について申し出があり、

条例でうたう委員として適格と判断しましたので、委員として任命をいたしたく、ご提案をするもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会